平成25年(厚)第412号

平成26年2月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支 給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号。以下「60 年改正法」という。)による改正前の厚 生年金保険法による老齢年金(以下、単に「老齢年金」という。)の受給権者(以下「老齢年金の受給権者」あるいは単に「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成○年○月○日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B(以下「B」という。なお、当審査会は、Bを利害関係人に指定した。)があった。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条に規定する遺族と認められないため」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。 その不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

1 老齢年金の受給権者が、昭和61年4 月1日以後に死亡した場合についても、 死亡当時その者によって生計を維持した その者の配偶者に厚生年金保険法(以下 「厚年法」という。)の遺族厚生年金が支

- 給される(厚年法第58条第1項及び第59条第1項、60年改正法附則第72条、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第88条)。
- 2 そして、その者の配偶者については、 厚年法第3条第2項において、婚姻はし ていないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む(以下、婚姻はしていな いが事実上婚姻関係にある妻と同様の関 係にある者を「内縁の妻」という。)と されている。老齢年金の受給権者に戸籍 上届出のある妻のほかに内縁の妻がある 場合(以下、このような内縁の関係を 「重婚的内縁関係」という。) については、 婚姻の成立が届出により法律上の効力を 生ずることとされていることからして、 届出による婚姻関係を優先すべきことは 当然であるから、当該内縁の妻は、受給 権者によって生計を維持していた事実の ほかに、受給権者と戸籍上の届出のある 妻との婚姻関係がその実体を全く失った ものとなっているときに限り、遺族年金 を受給することができる配偶者に当たる ものとされている (「生計維持関係等の 認定基準及び認定の取扱いについて」(平 成23年3月23日年発0323第1号 厚生労働省年金局長通知。以下「認定基 準」という。)。
- 3 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻であるBとの婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということであり、これが認められた場合に初めて、請求人と亡Aが、生計維持関係にあったか、否かという点が問題点となる。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の各事実が認められる。
 - (1) 亡Aは、昭和○年○月○日、Bと 婚姻の届出をした。2人の間には、長 女C(昭和○年○月○日生)、二女D(昭 和○年○月○日生) が出生した。
- (2) 亡Aは請求人との間に、E (昭和 ○年○月○日生。以下「E」という。)

- をもうけ、同〇年〇月〇日にEを認知 した。
- (3) 亡Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇市〇〇一〇一〇(以下「〇〇の住居」という。)で、脳出血で死亡した。死亡届は、同居の親族であるEが届け出た。
- (4) 亡Aは、昭和○年○月○日以降は、 B、C及びDと同じ〇〇区〇〇〇一〇 -○(以下、同所の住宅を「○○の住 居」という。) に住民登録していたが、 昭和○年○月○日に単身、○○市に転 出し、平成〇年〇月〇日に、〇〇市〇 ○○一○に転入し、同年○月○日には B、C及びDも同所に転入し、家族4 人が同所に住所を定めていた(以下、 同所の住宅を「○○の住居」という。)。 なお、○○の住居では、亡Aの母Fも 同居していた。亡Aは、昭和〇年〇月 ○日、○○の住居から○○市○○○一 $\bigcirc -\bigcirc$ (以下「 $\bigcirc\bigcirc$ の住居」という。) に転入し、その後平成○年○月○日付 で、○○の住居に住所変更する届出を し、同所において世帯主として住民登 録した。
- (5) 請求人は、平成○年○月○日、○
 の住居から○○の住居に転入する旨の
 届を出し、亡A死亡時の登録住所地は、
 ○○の住居である。同所において請求
 人は、世帯主として住民登録し、Eと
 同居している。
- (6) Bは、亡Aが○○の住居を去った 後も、○○の住居で年老いたFと同居 を続けて介護していた。亡A死亡時に おいては、BとDが○○の住居で同居 していた。
- (7) 請求人が、本件遺族厚生年金裁定 請求書に添付した「内縁関係申立書(内 縁・同一世帯)」によれば、入籍しな かった理由として「戸籍上の妻がいた ため」、生計維持・生計同一であった 具体的な事実(いつから同居なのか、 生活費等家計の負担割合、生活全般の 一体化など)については「昭和〇年〇 月現住所を一緒にするが、実際は〇年

- ごろより同居、生活費、税金、国民健 康保険料等、生活全般」との記載があ る。
- (8) 保険者からの照会に対し、利害関係人代理人が提出した「別紙」と題する書面及び平成〇年〇月〇日付の意見書と題する書面によれば、要旨、以下の記載が認められる。
 - ア 亡AとBの別居の理由は、亡Aに 愛人ができたためである。
 - イ 亡Aは、 $\bigcirc\bigcirc$ 市 \bigcirc に会社を設立した際に、家族(妻B、長女C(注:利害関係人代理人)、二女D、Aの実母F(以下「F」という。))と住んでいた、 $\bigcirc\bigcirc$ 区 $\bigcirc\bigcirc$ の家(F所有)を出た。
 - ウ ○○市○○の会社兼住宅と○○区 ○○の家とで、別居はしていたが、 亡Aは、時々は帰ってきており、家 族を買物や旅行にも連れて行った。
 - エ Bは、昭和○年○月○日にFが亡くなるまで、自宅でFの面倒をみていた。
 - オ 亡Aが平成○年○月に夫婦関係調整の調停申立てをしたため、家庭裁判所で離婚について話し合ったが、同年○月、調停は不成立に終わり、亡AとBの間に、離婚についての合意はなかった。
 - カ 亡AからBへの経済的援助はあっ た。具体的には、昭和〇年〇月にF が死亡したため、亡Aの兄弟で○○ 区〇〇のアパート(注:後記(11) 記載の当該建物)を共同相続したが、 亡Aが自らの賃料に対する持分相当 分をBの生活費の足しにするように Bに渡してほしい旨、アパートの家 賃収入を管理している亡Aの妹であ るG(以下「G」という。)に申し 出たため、平成○年○月から亡Aが 亡くなった同〇年〇月まで、Gは、 毎月Bの預金口座に亡Aの持分相当 額(以下「賃料持分」という。)を 入金した。(亡Aの上記申し出につ いて、Gは、平成〇年〇月〇日、保

険者からの照会に対し同趣旨の回答 をしている。)

- キ Bは、平成○年○月までは、亡A が経営する会社で働いていたためその給料を、平成○年○月から同○年○月までは、賃料持分とBの貯金等を、同年○月からはBの年金と賃料持分を、それぞれ生活費として生活のすべてをまかなっていた。
- ク 亡Aの死亡については、葬儀が終 わった平成○年○月○日に、請求人 から電話で知らされた。
- (9) 離婚調停が不成立になった理由について、保険者が照会したところ、利害関係人代理人は、平成〇年〇月〇日、以下のとおり回答した。

調停員(注:調停委員)と話し合いを重ね、離婚という方向で話は進んでいました。認知症のため今のことが記憶できず、判断力も無くなっていましたが、長年持ち続けていた離婚はしたくないという感情だけは残っていたようで、結局離婚同意には至りませんでした。でも、それが本心だったのだと思います。

- (10) Bの預金通帳における昭和○年○ 月○日以降の入金状況は、平成○年○ 月までは定期的な入金は認められないが、同年○月○日に○万円の入金があり、それ以後同年中は、同月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同日○日、元円ずつが入金され、この入金は、亡 Aが死亡した日の○か月後まで続いていた。
- (11) ○○家庭裁判所○○支部平成○ 年(家イ)第○○○号夫婦関係調整調停申立事件において、申立人である亡 Aの代理人弁護士Hが作成した平成○ 年○月○日付準備書面(以下「本件準備書面」という。)によれば、「○○の 土地及び同土地上の未登記建物の申立 人(注:亡Aをいう。以下、この項に

- おいて同じ。)の持分3分の1は、いずれも、申立人が昭和〇年〇月〇日申立人の実母より相続したものである。」と記載され、添付された「財産目録(申立人の現有財産)」には、「〇〇の土地(〇〇区〇〇〇丁目〇番地〇年地〇〇、〇〇㎡)の持分3分の1、同地上の建物 未登記(以下、この未登記建物を「当該建物」という。)・持分3分の1 賃貸中、賃料は相手方(注:Bをいう。)が受け取っている。」と記載されている。
- (12) 受給権者を亡A、不該当者をB、不該当となった日を昭和○年○月、不該当となった事由を「受給権者によって生計が維持されなくなった」と記載された「厚生年金保険加給年金額対象者不該当届」が、請求人による本件遺族厚生年金の裁定請求後の平成○年○月○日に提出され、これが上記裁定請求の日である同年○月○日の日付で日本年金機構○○年金事務所で受理されている。
- (13) 再審査請求時、請求人は当審査会に、○○○税事務所長作成の当該建物の平成○年度価格を証明する固定資産評価証明書(同年○月○日付)を提出した。それによれば、当該建物は、B及び亡Aの姉妹2名、計3名の共有とされている。また、請求人が同時に提出した、Bに係る昭和○年分の所得税の確定申告及びその附属書類(税理士I作成)によれば、Bは、昭和○年に、所在地を○○区○○○○○○とする家作から、家賃収入(2名の賃借人から、それぞれ年間○万円及び年間○万円の合計○万円)の3分の1の○万円を得ていることが認められる。
- (14) 審理期日において、再審査請求代理人は、当該建物について、「未登記だった関係もあって、Bさんとの間の離婚調停のときには、H弁護士が付いて調停で離婚調停に書面を出しておりますけど、そのときはその未登記建物について、所有権がどこにあるのか十

分な登記がないので確認ができなかっ たので、当然、FさんからAさんが相 続したものであろうという前提のこと を財産分与との関係の所で記載されて おりますけれども。その後いろいろ分 からないことがあって遺留分減殺等も 請求を受けた段階でよく調べたとこ ろ、これは、そもそもBさんのほうに 名義が入っていて、未登記建物なので 固定資産税の評価証明書に名義が入る んですけど。そちらのほうにBさんの 名義が入っていたということで、おそ らく推測としては、Fさんが生前、最 後は同居するような形で世話になって いたBさんのほうに、自分の建物の本 来ならばAさんが相続するであろう持 ち分部分を、感謝の気持ちで差し上げ ていたということが一番、そのぐらい しかなぜBさんの名義になっていたの かは、それ以外にはちょっと考えられ ないので…。」と陳述し、しかし、併 せて、Bが自らの収入として確定申告 をしていることから、亡Aが、共有す る物件の家賃を、Bに対する経済的援 助で送っていたものではないと主張す る旨陳述した。

- (15) 審理期日において、利害関係人代 理人は、「母(注:Bをいう。)がアパー トの所有者だったということは、今回、 遺留分減殺請求をしたときに調べて初 めて知ったことで、父(注:亡Aをい う。) も知らなかったと思うし。叔母 も知りませんでした。○○の○税事務 所にいって調べたんですけれども。結 局書類が何かもう残ってないというこ とで分からなかったんですが、母の持 分だということは誰も知らなかったん ですね。であったから、叔母は当然と 思って母に送ってきていたんですが。 母が確定申告をしていたのは、父から 家賃分をもらっていると思って自分が 家賃収入があると思ったので誤解して 確定申告しなくてよかったのをしてい たんです。…」と陳述した。
- 2 法律上の婚姻関係にある妻が、夫と事

実上婚姻関係を解消することを合意した 上、長期間別居し、夫から妻に対して経 済的給付がなされているとしても、それ が事実上の離婚給付としての性格を有す るものと認められ、夫としては、別居以 後は共同生活を伴う婚姻関係を維持しよ うとする意思を放棄したと認められるこ と等の事実が認められる場合には、その 婚姻関係は実質を失って形骸化し、かつ、 その状態が固定化して、一方では、夫が 他の女性と事実上の婚姻関係にある場合 には、当該夫と妻が事実上の離婚状態に あったといえるから、当該妻は厚年法第 59条第1項の配偶者には当たらないと 解するのが相当であり(最高裁判所昭和 54年(行ツ)第109号同58年4月 14日第一小法廷判決・民集37巻3号 270頁参照)、上記にいう事実上の離 婚状態とは、夫と重婚的内縁関係にある 者との関係が密接であるために反射的に 戸籍上の妻との関係が疎遠になっている 状態をいうのではなく、夫と戸籍上の妻 との間に婚姻関係を解消することについ ての合意があり、経済的給付も事実上の 離婚給付としての性格を有するものであ ることなど、双方の積極的な意思が合致 して事実上の離婚状態を作り上げている ということでなければならないというべ きである。

3 上記認定基準では、「届出による婚姻 関係がその実体を全く失ったものとなっ ているとき」とは、① 当事者が離婚の 合意に基づいて夫婦としての共同生活を 廃止していると認められるが戸籍上離婚 の届け出をしていないとき、② 一方の 悪意の遺棄によって夫婦としての共同生 活が行われていない場合であって、その 状態が長期間(おおむね10年程度以上) 継続し、当事者双方の生活関係がそのま ま固定していると認められるとき、のい ずれかに該当する場合であるとし、また、 前記②の「夫婦としての共同生活の状態 にない」といいうるためには、以下のア ないしウの要件をすべて満たすこととし ているところ、当審査会としてもこれを

相当と解する。

ア 当事者が住居を異にすること

イ 当事者間に経済的な依存関係が反 復して存在していないこと

ウ 当事者間の意思の疎通をあらわす 音信又は訪問等の事実が反復して存 在していないこと

そして、この「夫婦としての共同生活 の状態にない」ことが「一方の悪意の遺 棄によること」を要するのであるが、こ の「悪意の遺棄」は、民法第770条第 1項第2号が定める離婚原因としての 「悪意の遺棄」と同義と解されるところ、 ここにいう悪意とは民法をはじめとする 民事関連法における通常の用例とは異な り、倫理的な意味を持つものであり、換 言すれば、夫婦共同生活ができなくなる 事実を知っているだけではなく、その事 実を認容する意思を伴うことを要すると 解するのが相当であり、遺棄は一言でい えば、婚姻関係、すなわち夫婦共同体の 本質として要求される同居、協力及び扶 助義務の違反であるが、その義務違反に より、婚姻関係が破綻することを知りな がら、これを認容する意思の下に行われ た遺棄でなければならないものと解する のが相当である。

- 4 以上に基づいて、本件の問題点を検討 し、判断する。
 - (1) 亡AとBとの婚姻関係の形骸化に ついて

上記認定基準によれば、「届出による婚姻関係がその実体をまったく失ったものとなっているとき」とは、① 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると記められるが戸籍上離婚の届け出をしていないとき、② 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるところ、これを本件について見ると、「AとB

の間に離婚の合意はなかったのであるから、上記①に該当するということはできない。上記②に該当するか否かについてみると、亡Aは、昭和〇年〇月に下が死亡したため、三兄妹で当該建物を相続したが、自らの受け取り分を困してほしい旨Gに申し出、その申し出を受けてGは、平成〇年〇月から亡Aが亡くなった同〇年〇月まで、毎月Bの預金口座に亡Aの受け取り分家賃を出し、生活費としてきたと利害関係人代理人は述べている。

これに対し、請求人は、当該建物 は、亡Aが共有持分を有するのではな く、BがFから生前贈与を受け、昭和 ○年以前からその家賃収入を不動産所 得として申告していたのであり、亡A からの経済的援助には当たらない旨主 張する。そして、審理期日において、 請求人代理人も、なぜ当該建物の3分 の1がBの名義になっていたかは不明 で、Fが感謝の気持ちから生前贈与し たのではないかと推測するしかなく、 利害関係人代理人も、Bが当該建物の 共有名義者であったことは、今回初め て知ったことであり、叔母(G)も知 らなかったので当然のこととして、B に毎月家賃分を送金した旨陳述してお り、また、亡Aの代理人弁護士により 作成された本件準備書面においても、 当該建物の3分の1は亡Aの財産であ り、賃料はBが受け取っている旨、明 確に記載されているし、実際、Bの預 金通帳に定期的な入金が開始されたの は、Fの死亡後のことであり、当該建 物がBに生前贈与されていたとする原 因証書等の資料はないし、未登記建物 であることからして、登記原因からこ れを探求することはできないことをも 考慮すると、亡Aを含め、周りの人々 すべてが、「亡Aは、自身が受け取る べき賃貸料をBに渡していた」と理解 していたと認めることができるのであ り、それは、結果的には誤解といわざるを得ないが、上記の事実関係からは、 そのような理解は至極自然なものであると解することができる。

そして、本件準備書面によると、亡 Aは、昭和○年○月に、十木建設請負 を目的とするa社(以下「a社」とい う。)を設立して代表取締役に就任し ていたこと、a社は平成〇年〇月〇日 に解散したこと、Bは、実質的にa社 の経営に関与することはなかったが、 その取締役に就任していたことを主張 しており、本件手続の全趣旨によると、 これらの事実を優に認定することがで きるところ、Bの昭和○年分所得税確 定申告書によると、Bの職業は「会社 役員」、屋号、商号は「a社」、世帯主 は「A」、世帯主との続柄は「夫」と 記載されていること、Bの所得として は、当該建物を含む不動産に係る不動 産所得のほかに給与所得があり、昭和 ○年には a 社から○万円の給与の支払 いを受けていたことが認められる。

また、本件記録によると、当該建 物は、○○区○○○丁目○番○宅地 ○.○平方メートル(以下「旧○番○ の土地」という。)に所在していたこと、 旧〇番〇の土地はFの所有で、F所有 の未登記建物(昭和〇年〇月〇日に新 築されたものであるが、F死亡後の平 成〇年〇月〇日に亡Aら3兄妹が共有 名義で所有権保存登記をし、家屋番号 ○番○の○の建物となった。以下(以 下「本件旧建物」という。)) も所在し ていたが、Fの死亡により、旧○番○ の土地及び本件旧建物は、亡Aら2兄 妹が各3分の1ずつの割合で相続した こと、本件旧建物は平成○年○月に取 り壊され、亡Aら3兄妹は、平成○年 ○月○日に旧○番○の土地を同所○番 ○宅地○.○平方メートル(以下「分 筆後の○番○の土地」という。)、同所 ○番○宅地○.○平方メートル及び同 所○番○宅地○.○平方メートルに分 筆した上、分筆後の○番○の土地を除 く各土地を売却処分したことが認めら れる。

さらに、Bは、○○の住居でFを介 護して孝養を尽くしたのであり、亡A は、別居後もBをa社の取締役として 役員給与を支給することにより、その 生活の安定を図る手立てを講じるとと もに、Fの老後の介護を妻であるBに 託していたということができ、○○の 住居の敷地を売却処分するに際して分 筆後の○番○の土地を分筆残地として 残したのは、同土地上の当該建物から 家賃収入を得ているBが困らないよう にした配慮と理解することができるの であって、以上の事情に、AがBを自 らの老齢厚生年金の加給年金対象者と して届出をしており、これをその死亡 まで変更することなく維持していたこ となどを総合して考慮すると、亡Aが Bを悪意で遺棄したとの事実を認める に足りないというべきであり、もとよ り、Bが亡Aを悪意で遺棄した事実も 認められないから、亡AとBとの間の 法律上の婚姻関係について、「一方の 悪意の遺棄により夫婦としての共同生 活の状態にない」ものとなっていたと は認めることができない。したがって、 亡Aの死亡時において、同人とBとの 届出による婚姻関係がその実体を全く 失ったものとなり、形骸化していたと は認められない。

(2) そして、認定基準によれば、重婚的内縁関係の場合においては、婚姻の成立が届出により法律上の効果を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきこによる婚姻関係がその実体を全く失っをはなっているときに限り、内縁関係にあるものを事実婚関係にある者としてもいるとされているのでするるである。その余の点について判断するであるである。その余の点について判断するであるであるであるについて判断するできなく、請求人は、亡Aに係る遺た厚生年金を受給することができるできなの偶者に当たるということはできない。

い。

5 以上の認定及び判断の結果によると、 請求人の本件再審査請求は理由がないか ら、これを棄却することとして、主文の とおり裁決する。